

令和3年 第4回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月27日(火) 10:00 ~ 11:00

2 開催場所 産業振興総合センター 2階

3 出席者

農業委員(5名)

1番 勝 三千也 2番 藤村 秀久

3番 玉野 公和 4番 重 照代

5番 上村 太一

農地利用最適化推進委員(2名)

泉 富保 坂元 龍馬

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 協議

(1) 議案第2号 下限面積(別段の面積)の認定について

(2) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(戸円地区)

(3) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(思勝地区)

日程第5 各農業委員・推進委員活動報告

日程第6 事務連絡

日程第7 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 郁島 武正

事務職員 村田 丈尚

臨時職員 満 清久

	農業委員会事務局主事への辞令交付式
議長	<p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。それでは5番 上村委員、2番 藤村委員の両氏を本日の署名員に指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(会期の決定)</p> <p>日程第2 会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。
議長	日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。
事務局	第3回総会以降の諸般の報告につきましては、4点ほどあり日付が前後しておりますが、お手元にお配りした資料のとおりであります。諸般の報告を終わります。
議長	<p>続きまして、日程第4 議案第2号「令和3年度下限面積(別段面積)の認定について提案いたします。それでは議案第2号について事務局担当から説明をお願いいたします。</p>
事務局	議案第2号について説明。
議長	ただいまの事務局より内容説明を行いました。何か意見・質問はございませんか。
委員	異議無し。
事務局	それでは議案第2号「令和3年度下限面積(別段面積)の認定について」の提案を原案の通り承認することに異議ありませんか。
委員	異議無し。
議長	<p>異議無し。と認めます。よって議案第3号「令和3年度下限面積(別段面積)の認定について」原案の通り決定することにいたします。</p> <p>続きまして日程第4 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による申請について」提案をいたします。それでは内容説明を事務局より、現地調査報告を戸田地区担当の坂元委員よりお願いします。</p>
事務局	議案第3号についての内容説明。
担当委員	議案第3号についての現地調査報告。

議長	ただいま、内容説明と現地調査報告がございました。皆さんの方からご意見、ご質問等ございませんか。
3番	ここに記載してある面積は20,000㎡ほどあるが、全て耕作されているのか。
事務局	登記簿上は21,206㎡となっておりますが、本人とも確認をしましたが、実際の植栽面積は13,000～15,000㎡ぐらいではないかという話でした。
3番	植栽してあるのは何年生ぐらいの木なのか。
事務局	3年ぐらいということでした。また、今後はスモモも植栽予定であるということでした。
議長	他に何か意見・質問はございませんか。 よって、議案第3号「農地方第3条第1項の規定による申請について」原案の通り許可することに決定いたします。 続きまして日程第4の議案第4号「農地法第3条第1項の規定による申請について」提案をいたします。それでは内容説明を事務局より、現地調査報告を思勝地区担当の藤村委員よりお願いします。
事務局	議案第4号についての内容説明。
担当委員	議案第4号についての現地調査報告。
議長	ただいま、内容説明と現地調査報告がありましたが、内容についてご意見やご質問等ございませんか。
3番	市民農園ということで開いているが、局長が言うように合同会社と学校の利用でいいのか。市民農園だから一部貸し出しというのが必要じゃないのか。
事務局	そういう使い方も市民農園というか体験農園という形である。貸し出しをした場合に区画割りしたら、一部の人にしか貸し出しできなくなる。大和川流域の方々に貸すというのは借りる人がいるのかという気もします。また、合同会社と学校に貸してもまだ余ると思うので今後は検討していきたいと思います。
3番	市民農園であればある程度小さな区画割りでいいのでは。
事務局	そうです。
3番	やはり、最初で全体に貸し出すような方向で話をまとめ、合同会社は今でもある程度の畑を持っているので、後からでもいいのではないかと。県の事業でやっているのだから、まずは全体に募集をかけてもいいのではないかと。それで、集まらなければ合同会社が耕作していくのもいいのではないかと。
事務局	合同会社も毎年、畑が増えているのに人が増えない状況にもあるので、できる範囲内で行っていきたくて考えている。
3番	一区画、一坪の畑でもいいと思う。家庭菜園で楽しむ程度でもいいと思う。そういった所は検討していただきたい。

事務局	分かりました。
議長	他にご質問はありませんか。
2 番	関連してですが、役場の職員あたりに募集かけて、野菜を作る体験をさせるのもいいのではないかと。あと、造成のやり方だけど、昔この畑は防風帯があった。だから造成する時には防風帯を残すような形でやった方がいいのでは。毛陣のように全部を開いてやると防風帯を作ることから始まるから時間がかかる。作物の影響するので次する時は考えて行って欲しい。
議長	他にありませんか。
2 番	対価賃料の基準はどうなのか。
事務局	基準は無いが下場ではだいたい 10a で 5,000 円であるが、あくまでも役場内での基準というのもある。基本的には個人間での取り決めになる。
2 番	市民農園を貸すときにはお金は取れないのでしょ。
事務局	そうです。だからといって大和川流域に管理させるとなってもそれぞれ自分の畑があるので。なので、荒れさせないように話し合っていきたいと思います。
推進員	貸し出すとなれば、水の配管の問題も出てくると思う。いくつか立ち上がりがあったがあれは使えるのか。
事務局	あれは全て取りました。なので道路側に口が 1 つしかないの、そこから配管していかなければならない。その時は役場側で対応したいと考えている。
議長	譲渡人とは正しいのか。貸人とかが妥当ではないのか。同様に譲受人ではなく借受人が妥当ではないのか。
事務局	3 条申請の様式がそうになっている。貸借だろうが売買だろうがどちらの意味でもとらえられるようになっている。
2 番	図面で周りの中でこの筆分だけが譲渡人の畑だったのか。
事務局	ここに載っている中で他にも自分の畑という筆もあるが、登記で譲渡人にしっかりと変わっている分だけを借りる形にした。他の所も売買契約交わしたりしているが、税などの台帳を見ても変わっていなかったりする部分もあったので、そこは手を付けなかった。
議長	その他何かご意見、ご質問はありませんか。 議案第 4 号を原案の通り許可することに異議はありますか。
全体	異議無し。
議長	異議無しと認めます。よって、議案第 4 号を原案の通り許可することといたします。

議長	<p>それでは次に日程第5の方に移ります。各委員と推進員の方から活動報告をお願いします。</p> <p>～活動報告～</p>
議長	<p>日程第6。事務連絡は事務局の方から何かありますか。</p>
事務局	<p>青年新規就農について説明。(議案第3号に関連)</p> <p>日程第7 その他で何かございませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑内の建物について ・養豚について <p>他にございませんか。</p> <p>なし</p> <p>以上で、令和3年第4回定例農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>議事録署名委員 5番委員（上村）</p> <p style="padding-left: 100px;">2番委員（藤村）</p>